

資料 3 - 4

令和3年 4月 26日

宮城県環境影響評価技術審査会指摘事項に対する事業者回答の送付

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

住所 東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号

赤坂インターシティ 3 階

氏名 株式会社グリーンパワーインベストメント

代表取締役社長 坂木 満

印



宮城県環境影響評価技術審査会指摘事項に対して、事業者回答を作成しましたので、別添のとおり送付します。

<別添>

- ・「(仮称) ウィンドファーム八森山風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する
2月19日技術審査会の指摘事項と事業者回答

以上



「(仮称) ウィンドファーム八森山 環境影響評価方法書」に対する2月19日技術審査会の指摘事項と事業者回答

項目	審査会当日意見 (※P は方法書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※P は添付資料ページ番号)
騒音	<p>(1) 建設機械の稼働に係る騒音については、等価騒音レベル L_{Aeq} に合わせて5%時間率騒音レベル L_{A5} も推定し、評価すること。 【永幡委員】 P334</p> <p>(2) 風力発電設備の稼働に係る騒音等の影響については、風力発電設備からの距離や環境省に定める「風力発電施設から発生する騒音等測定に関する指針」等に基づいて一概に評価するのではなく、平成30年10月にWHOが改訂した環境騒音についてのガイドラインを参考にすること、最新の知見に基づいて、適切に評価すること。 【永幡委員】 P.335</p>		<p>対象事業実施区域及びその周辺は、騒音規制法が適用される地域には該当しておりません。また、対象事業実施区域の周辺には住宅等がなく、最寄りの住宅までは約1.1km離れています。このため、方法書 P.334 に記載したとおり敷地境界基準 (L_{Aeq}) との評価ではなく、最寄りの住宅における L_{Aeq} による評価を行う計画とされていますが、L_{Aeq} の予測についても検討いたします。</p> <p>風車騒音の影響評価については、方法書 P.336 に記載したように、「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和2年)に示されている手法を用いて、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)に示されている指針値との整合を図られているかを評価する計画としております。 ご意見を踏まえて、平成30年10月にWHO欧州事務局が公表している「Environmental noise guidelines for European region」(欧州地域向けの環境騒音ガイドライン) など、最新の知見にも留意して適切に評価します。</p>
地形・地質	<p>(1) 土砂流出・崩壊防備保安林の改変を極力避けること。 【伊藤委員、平野委員】 P193, 195~198</p> <p>(2) 砂防指定地及び崩壊土砂流出危険地区(溪流)については、その上流域も含めて改変を極力避けること。やむを得ず風力発電設備及び取付道路等の付帯設備(以下「風力発電設備等」という)の位置、規模、配置及び構造(以下「配置等」という)の検討を行う場合は、事業実施による改変が土砂災害を誘発しないよう、適切に調査、予測及び評価をし、十分な対策を検討すること。 【伊藤委員、平野会長】 P193, 199~202, 207~210</p>		<p>土砂流出防備保安林は輸送道路の拡幅の可能性がある区間の一部に含まれていますが、事業計画の検討に当たっては極力改変を避けるようにいたします。やむを得ず当該保安林の改変が必要になった場合、環境影響評価とは別に実施する保安林解除の手続きの中で、関係機関と協議し、事業実施により周辺の土砂災害を誘発しないように、防災面で十分な対策を検討いたします。</p> <p>事業計画の検討に当たっては、砂防指定地及び崩壊土砂流出危険地区(溪流)とその上流域の改変を極力避けるようにいたします。やむを得ず改変が必要になった場合は、環境影響評価とは別に実施する保安林解除や林地開発許可制度の中で、関係機関と協議を行い、事業実施により周辺の土砂災害を誘発しないように、十分な対策を検討いたします。</p>

項目	審査会当日意見 (※Pは方法書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※Pは添付資料ページ番号)
	<p>(3) 地すべり地形については、その近傍も含めて改変を極力避けること。やむを得ず風力発電設備等の配置等の検討を行う場合は、安全側での評価となるよう、地盤の安定解析等、十分な調査、予測及び評価を行うこと。 【伊藤委員、平野会長】 P194, 215～218</p>		<p>事業計画の検討に当たっては、事業実施による改変が周辺の土砂災害を誘発しないように、地滑り地形の分布を考慮して、慎重に進めてまいります。</p>
動物	<p>(1) 風力発電設備の選定に当たっては、超音波発信器設置やフェザリングの実施、カッタイン風速の変更機能等、バツトスライクやバードストライクを回避・低減する機能を持つ機種採用に向けた検討をすること。その上で、調査方法を設定し、適切に調査、予測及び評価すること。 【由井委員】 P431</p> <p>(2) コウモリ類の調査地点について、気象観測塔とLEDライトの位置を200m以上離して設置すること。 【由井委員】 P366</p>		<p>風力発電設備の選定に当たっては、動物への影響の回避・低減の観点からも検討を行い、適切に調査、予測及び評価を行います。</p> <p>ご意見を踏まえ、コウモリ類のLEDライトを用いるサーチライト調査の調査地点については、気象観測塔との距離を200m以上離して設置します。</p>
	<p>(3) 爬虫類、両生類の調査時期を、早春、春、夏、秋の年4回とすること。 【太田委員】 P354</p>		<p>ご意見を踏まえ、爬虫類、両生類の調査は、早春、春、夏、秋の4季調査を実施します。</p>
	<p>(4) 両生類の調査について、鳴き声の夜間調査を実施すること。 【太田委員】 P356</p>		<p>ご意見を踏まえ、両生類については夜間調査を実施し、鳴き声による確認も行います。</p>

項目	審査会当日意見 (※P は方法書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※P は添付資料ページ番号)
	<p>(5) 事業計画の具体化に当たっては、資材の輸送路等の新設や拡幅等の土地の改変による地表性の動物への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。 【太田委員, 伊藤委員, 平野会長】 P374</p> <p>(6) 昆虫類について、専門家へヒアリングを実施した上で、調査方法を設定すること。 【太田委員】 P356</p> <p>(7) 魚類について、トラップ等、各調査地点に即した調査方法を適宜追加すること。 【原専門委員】 P356</p>		<p>事業計画の具体化に当たっては、資材の輸送路等の新設や拡幅等の土地の改変による地表性の動物への影響について、トラップ調査等により適切に調査、予測及び評価を行います。</p> <p>ご意見を踏まえ、昆虫類の調査方法については、調査前に専門家へヒアリングを行い、意見を伺った上で設定します。</p> <p>ご意見を踏まえ、魚類の調査は、各調査地点の状況を踏まえ環境に即した方法を選定し、実施します。</p>
植物	<p>(1) 植物相の調査時期を、春、初夏、夏、秋の年4回とすること。 【牧委員】 P392</p> <p>(2) 事業計画の具体化に当たっては、資材の輸送路等の新設や拡幅等の土地の改変による植物相への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。 【太田委員, 伊藤委員, 平野会長】 P374</p>		<p>ご意見を踏まえ、植物の調査は、春、初夏、夏、秋の4季調査を実施します。</p> <p>事業計画の具体化に当たっては、輸送路等の新設や拡幅等の土地の改変による植物相への影響について、適切に調査、予測及び評価を行います。</p>
景観	<p>(1) 垂直視野角が1度未満であっても、風車の稼働による誘目性や撮影時間帯による光源の位置を考慮して、適切に調査、予測及び評価を行うこと。 【山本委員, 平野会長】 P116, 297</p>		<p>景観への影響について、風車の稼働による誘目性や撮影時間帯による光源の位置に留意して、適切に調査、予測及び評価を行います。</p>

項目	審査会当日意見 (※Pは方法書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※Pは添付資料ページ番号)
	<p>(2) 葉菜山及び船形山について、それらがよく撮影される地点を調査し、眺望景観を著しく阻害することのないよう、風車の配置を検討すること。 【平野会長】 P116, 408</p>		<p>ご意見を踏まえ、葉菜山や船形山の見え方に留意した調査、予測を行うとともに、事業計画の検討に当たっては眺望景観を著しく阻害することのないように努めてまいります。</p>
放射線の量	<p>(1) 土壌の放射性物質濃度の調査は、リター層と土壌を分けた上で、土壌については表層1cmを採取し、それぞれ測定すること。 【石井委員, 平野会長】 P346~348</p>		<p>ご意見を踏まえ、土壌の放射性物質濃度の調査は、リター層と土壌を分けてそれぞれ測定します。土壌については表層1cmを採取して測定します。</p>